

翻訳書類でのセカンドオピニオン対応に係る誓約書

大阪国際がんセンター病院長さま

この度、私は、私の病状に関する診療情報について、医療機関が作成した診療情報ではなく、同診療情報が翻訳された書類（以下「翻訳書類」といいます）の内容を基に、大阪国際がんセンターのセカンドオピニオンを申し込みます。私は、本申込みにあたり、以下の全ての事項について同意します。

1. セカンドオピニオン面談を行うにあたり、大阪国際がんセンターは、あくまでも私が提出した翻訳書類の内容を基にセカンドオピニオンを行うのであり、その前提として、当該翻訳書類の翻訳が正しいものであるかどうかや、当該翻訳書類の内容がこれまでに私に対して行われた実際の治療および私の病状等（以下「実際の病状等」といいます。）と合致しているかどうかの検討は実施しないこと。
2. 大阪国際がんセンターは、翻訳書類の内容に疑義がある場合や当該翻訳書類の内容のみでは不十分である場合など、医師の判断によってセカンドオピニオンを実施しないことがあること。
3. 私は、私が提出した翻訳書類の内容が実際の病状等と異なっていたとしても、当該翻訳書類を基に大阪国際がんセンターが行うセカンドオピニオン（セカンドオピニオン面談の場における所見の提示内容や、それに対する私からの質問への医師の回答を含む。）について、一切の異議申し立てを行いません。
4. 私は、実際の病状等と異なる翻訳書類の内容を基としたセカンドオピニオンが原因で私に何等かの損害が生じたとしても、大阪国際がんセンターの医師、看護師や職員らに故意又は重過失がない限り、これらの者及び大阪国際がんセンターに対し、いかなる請求も行いません。
5. 本件のセカンドオピニオンに関する契約の成立、有効性、解釈及び履行は、日本法を準拠法とし、それに従って解釈されます。本件のセカンドオピニオンに関する契約からもしくはそれに関連して生じる一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

西暦 年 月 日 署名（本人） _____

署名（代筆） _____

親族・その他（患者との関係： ）